平成２３年（フ）第１５０号
長野県埴科郡坂城町大字南条入横尾3318番地１
破産者　有限会社新井工業
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５１５号
岐阜市鏡島1699番地の１
破産者　合資会社加藤建材
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４７号
岐阜市日野東２丁目５番23号
破産者　株式会社三栄建匠
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥568番地
破産者　有限会社椙山牧場
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
静岡県富士市今泉2015番地の９
破産者　稲葉　佳史
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５５号
静岡県富士市宮下406番地の２
破産者　富士倉庫運輸株式会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２２０号
静岡県浜松市浜北区本沢合524番地
破産者　有限会社北部管工
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
三重県松阪市石津町461番地39
破産者　高田信こと　朴　　應信
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１３９６号
京都市伏見区竹田田中宮町72番２
破産者　有限会社スリー・オー・システム
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
大阪市城東区成育５丁目23番２―210号
破産者　丸山物産株式会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６５号
山口県下関市清末鞍馬２丁目５番17号
破産者　隆盛建設工業有限会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
東京都新宿区新宿１丁目15番11号
破産者　株式会社プロボックス
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３７号
沖縄県那覇市古島１丁目25番地の６
破産者　株式会社オフセック
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５９号
沖縄県国頭郡大宜味村字上原124番地
破産者　有限会社球陽建設
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
山形県酒田市新堀字豊森38番地
破産者　齋藤　　孝
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第９４号
滋賀県東近江市東沖野５丁目26―４、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2782番地１　106号
破産者　寺本真由美
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１３４号
堺市中区土塔町105―20、住民票上の住所大阪市東住吉区鷹合４丁目22番３号
破産者　山﨑　清美
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
堺市西区山田１丁1121―２―206、住民票上の住所堺市西区鳳中町８丁286番地６　鳳ＭＴハイツ105号
破産者　濱口　政秀
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
堺市中区辻之398番地１泉北星和台コーポラス914号、前住所堺市中区辻之162番地15
破産者　中本　　正
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
堺市西区草部1800番地　４棟1104号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁５番14号
破産者　向井　正子
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
大阪府松原市田井城４丁目９番32―302号
破産者　今津　　強
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２７号
大阪府羽曳野市桃山台２丁目３番24号
破産者　前坂　忠良
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係